

「学校いじめ防止基本方針」

麗澤中学高等学校

【目的】

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進のために、全教職員および関係者の共通理解の下にこの基本方針を定める。

【定義】

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」 第2条）

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（1）いじめの防止のために

- ①学校生活全体を通して生徒の道徳心を培い、「いじめ」をしない、させない、あわせて「暴力」「暴言」などがない校風を維持します。
- ②生徒それぞれが学校生活に規律正しく、また積極的に参加・活躍できる校風を維持します。
- ③教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長する風潮をつくることを鑑み、より一層教職員が生徒に真剣に向き合い、授業や課外活動の質を向上させ、生徒それぞれの学校生活に対する充実度を高めます。
- ④特にホームルームや部活動などの他者への関わり合いが中心となる活動では、お互いを認め合い他者の尊重や感謝の気持ちを高めることに努め、「何がいじめか」「いじめは卑怯で絶対に許されない」ことを指導します。
- ⑤いじめを誘発しないよう、過度のストレスを高める行事やシステムを見直し、生徒の自発的な活動を支援します。
- ⑥道徳の授業では、「弱者を守る」「命を大切にする」ことなどを含め、豊かな人間関係を維持できるようなテーマを盛り込みます。
- ⑦インターネットの使用上の注意として、学年ごとに外部機関の出張講座を受講（または生徒指導チームからの注意喚起）します。
- ⑧保護者会では、クラス担任よりいじめ防止に関わる連絡をします。

- ⑨「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」としてポスターを掲示するなど、啓発します。

(2) 早期発見のための措置

- ①クラス担任は年間4回以上の個人面談を行います。
- ②中学生は毎日「生活ノート」を提出し、クラス担任はその内容をチェックして、その都度コメントを入れます。
- ③生徒対象のアンケートを年2回以上行います。また保護者に対してもアンケートを実施いたします。
- ④授業時間前に授業担当者は教室に行くようにし、生徒の様子を観察します。
- ⑤食堂には必ず教職員が10名以上、生徒と共に喫食し、生徒の様子を観察します。
- ⑥不特定多数の教員が、不定期にネットパトロールを行います。
- ⑦「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先します。
- ⑧教職員が気づいた生徒のささいな変化に対して、関係教職員と共にその情報を共有します。
- ⑨保護者が気づいたささいな変化に対して、速やかに学校に相談していただけるようにします。
- ⑩保護者会の面談時には、クラス担任より生徒の人間関係について必ず報告します。（いじめに発展する可能性が見られる場合は、その都度保護者に連絡いたします）

(3) いじめの防止などの対策のための組織

校長、教頭、生徒指導チームリーダー、学年部長、クラス担任、副担任、部活動顧問、学校カウンセラー
※協議や内容に応じて、他の教職員を含むなど柔軟に変更する

(4) いじめに対する処置

- ①「いじめ」の相談・通報は適切な行為であり、決して卑怯な行為でないことを示し、「いじめ」の相談・通報窓口は、全教職員です。
- ②「いじめ」の被害者である生徒の立場にたち対処します。被害者の立場を守りぬくことを最優先にします。
- ③「いじめ」の加害者である生徒に対して、毅然とした指導を行います。指導後に加害者が被害者に圧力をかけることがないように約束します。
- ④事実関係を慎重かつ詳細に調査します（クラス担任・学年部長・副担任・生徒指導チームリーダーなど）。なるべく生徒本人に事実を記録させます。また、関係生徒からの事情聴取と指導を区別し、暴言や威圧など不適切な方法にならないようにします。
- ⑤関係教職員（校長・教頭・生徒指導チームリーダー・学年部長・クラス担任・副担任）で会議を開き、情報を共有するとともに、被害者への対応（保護者を含めて）、加害者への対応（保護者を含めて）、当該クラス・当該学年への対応を協議し、校長が判断を下します。
- ⑥クラス担任（必要に応じて学校カウンセラー）は、被害者および被害者保護者の心のケアに取り組めます。
- ⑦クラス担任（必要に応じて学校カウンセラーまたは生徒指導チームリーダー）は、加害者および加害者保護者の心のケアに取り組めます。
- ⑧クラス担任は、被害者・加害者以外の生徒の行動・言動のあり方を指導します。
- ⑨問題の対応にあたり、正確に丁寧な説明に努め、隠蔽や虚偽の説明を行いません。

(5) 重大事案への対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合は、警察と適切に連絡をとります。

発見者→クラス担任→学年部長→生徒指導チームリーダー→教頭→校長→警察などの行政機関が原則であるが、緊急時には臨機応変に対応します。

※重大事態の基準

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(6) その他

- ①この基本方針は、毎年度見直しを行う。
- ②この基本方針は、学校のホームページで公開する。